

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月20日

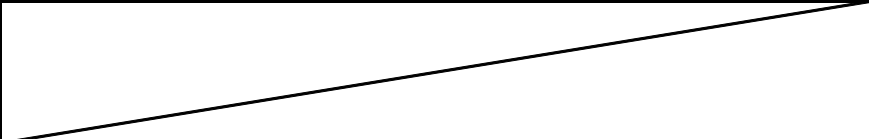
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	大和市
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	108-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.yamato.lg.jp/web/jyoho/mynumberdokujiriyou.html">http://www.city.yamato.lg.jp/web/jyoho/mynumberdokujiriyou.html</a>

執行機関名 大和市長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則(平成27年大和市規則第39号)によるみなし適用の対象となる事業等に関する事務であって規則で定めるもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係(自立支援医療(更生医療、育成医療)事業)
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第一 第5の項 大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則(平成27年大和市規則第39号)によるみなし適用の対象となる事業等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則(平成27年大和市規則第39号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第一条 この規則は、<u>婚姻歴がないひとり親家庭</u>に対し、所得税法(昭和40年法律第33号)第81条、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の17並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第8号及び第3項に規定する額の所得控除(以下「寡婦(夫)控除」という。)が適用されないことで生じる利用者負担額等の差異を解消し、当該ひとり親家庭の経済的な負担の軽減を図るため、本市が実施する事業の対象者等の審査に当たり、<u>当該ひとり親家庭の母又は父を寡婦又は寡夫とみなして寡婦(夫)控除を適用すること(以下「みなし適用」という。)</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則      障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律      障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令      障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</p>